大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ウォンツ庚午中店
 - (2) 所在地 広島市西区庚午中三丁目 15番地 19ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者

有限会社森川不動産

代表取締役 森川 幸二

広島市西区古江新町13番9号

アセットビス合同会社

代表社員 杉本 眞富子

広島市西区庚午中四丁目21番26号

宮本 里美

広島市佐伯区五日市中央四丁目1番3号

- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 別紙のとおり
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 別紙のとおり
- 4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和元年9月5日

- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号 広島市西区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間

令和元年9月13日から令和2年1月14日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び令和元年12月30日から令和2年1月3日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和2年1月14日
 - (2) 提出先

 $\mp 730 - 8586$

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所在地	変更年月日・理由
ユアーズ庚午店	広島市西区庚午中三丁目 15 番地 19 ほか	_

(変更後)

名 称	所在地	変更年月日・理由
ウォンツ庚午中店	広島市西区庚午中三丁目 15 番地 19 ほか	令和元年7月11日 核店舗変更のため

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
株式会社ユアーズ	代表取締役 根石 紀雄	広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号	令和元年 5 月 16 日 退店
株式会社大創産業	代表取締役	広島県東広島市西条吉行東一	
	矢野 靖二	丁目 4 番 14 号	

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
株式会社ツルハグルー プドラッグ&ファーマ シー西日本	代表取締役 村上 正一	広島市西区井口明神一丁目 1 番 10 号	令和元年7月11日 入店
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一 丁目4番14号	